

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案の概要

1 趣旨

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、漁業法（昭和24年法律第267号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）が改正されることに伴い、農林水産省関係省令について、以下のとおり改正を行う。

2 改正の概要

（1）漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）の一部改正

① 特別管理特定水産資源の指定

改正法において新設された特別管理特定水産資源として、太平洋くろまぐろ（重量が30kg以上のものに限る。）を定める。

② 特別管理特定水産資源の採捕に際しての報告（TAC報告）並びに記録の作成及び保存義務

特別管理特定水産資源の省令で定めるTAC報告事項として船舶等の名称などを定めるとともに、記録の作成事項として船舶等の名称、個体ごとの重量、陸揚げ日などを定める。

また、特別管理特定水産資源のTAC報告に係る報告期日は原則3日以内とし、作成した記録の保存期間は3年間とする旨定める。

（2）特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）の一部改正

① 情報の伝達

改正法において新設された特定第一種第二号水産動植物等について、省令で定める取引時に伝達すべき事項として陸揚げ日を定める。また、伝達すべき事項を送り状等に記載する以外の情報伝達の方法として、ウェブページのアドレスや個体毎の識別番号を記載したタグ又はラベルを魚体に付けて、当該ウェブページを閲覧することや当該識別番号に対応する伝達すべき事項を知ることができる方法を相手方に伝達することを定める。

② 記録を作成する事項及び保存義務

特定第一種第二号水産動植物等の取引に関し、省令で定める記録を作成すべき事項として船舶等の名称、個体ごとの重量、陸揚げ日などを定める。また、作成した記録の保存期間を3年間とする旨定める。

③ 指定交付機関の指定等

適法漁獲等証明書の交付事務を実施する指定交付機関について、農林水産大臣から指定を受けるに際しての申請書に記載すべき事項や交付事務に関する規程で定めるべき事項、事務の休廃止や引継ぎに際して指定交付機関が行わなければならない事項などを定める。

(3) その他、関係省令について、所要の規定の整備を行う。

3 今後のスケジュール

施行：令和8年4月1日（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日）